

第4回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録		
開催日時	平成28年10月4日(火) 15時00分～17時00分	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第21会議室	
議 題	1 開会 2 案件 (1) 地域自治協議会ガイドラインについて (2) 答申書について (3) その他 3 閉会	
出席者	委員	伊藤 俊子 委員、金野 秀一 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員【計9人出席】
	事務局	澤野井市民活動部長、松田市民活動部次長、矢倉協働推進課長、園部地域活動推進課長、鈴木地域教育課長、畑谷地区調整主幹、今井協働推進課長補佐、事務局(協働推進課まちづくり推進係)
開催形態	公開(傍聴人3人、報道関係者0人)	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会からの答申書提出は10月20日(木)13時からを予定。</li> <li>・地域自治協議会の制度(ヒト・モノ・カネ)について、庁内で検討し、固めた内容を地域自治協議会ガイドラインに盛り込み、完成させる。</li> </ul>	
担当課	市民活動部 協働推進課	
<b>議事の内容</b>		
1 開会		
2 案件		
(1) 地域自治協議会ガイドラインについて 事務局より資料にもとづき説明。 資料「奈良市地域自治協議会ガイドライン Ver. 2.0」については、前回いただいたご意見や事務局で再検討した内容を反映させていただいている。3ページについては、地域自治協議会がなぜ求められるのかという点についてより詳細に書くべきとのご意見をもとに修正をさせていただいた。 奈良市自治連合会の地域自治協議会検討委員会や「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」においても議論途中であり、今後整合を図っていく必要があるが、現段階でお気づきの点等あればご意見をいただきたい。 また、ガイドラインについて奈良市自治連合会各地区からの意見(資料「奈良市地域自治協議会ガイドライン(案)に対する意見集約」)を参考までに配布させていただいている。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主な意見・質問は以下の通り。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の審議会の資料よりもわかりやすくなったという印象を受けた。(伊藤委員)</li> <li>・奈良市自治連合会との連名による策定にしたほうが良いのではないかと。(室委員)                    ⇒ガイドラインについては連合会でも協議いただいているが、連合会としての意見がまとめられていない状況であると聞いているので、現段階では連名にはなっていない。(事務局)                    ⇒ガイドラインを連名で出すよりも、市自治連合会としては地域自治協議会に関する市としての方向性を示していただきたい。(金野委員)</li> <li>・現段階で書けることを書いたものであるという印象がある。8ページの市としての役割の部分(財政的協働やその他の協働)について、もう少し書く必要があるのではないかと。(澤井会長)                    ⇒ガイドラインでは制度全体を示すべきであると思うし、市自治連合会の地域自</li> </ul> </li> </ul>		

治協議会検討委員会においても同様の考えである。前回の検討委員会では、市の制度概要が出されないことには、今後市自治連合会としての検討を進められないという意見が出されていた。また検討内容についても市自治連合会では地域自治協議会に関するヒト・モノ・カネといった制度設計を市に求めている。(金野委員)

⇒この後審議を行う答申書の提出を受けて以降、市はガイドラインの中で空白となっている財政的・人的支援について検討を行い、具体的な内容を盛り込んでいくものであると私は理解している。本日の審議会では財政的・人的支援について各委員からご発言いただき、それを参考にしながら市で制度設計していただければと思う。(中川副会長)

⇒本来であれば、今回の審議は答申書→ガイドラインの順番で行うべきだったと思う。この2つは分けて議論したほうが良い。答申書は近いうちに審議会から市長に提出されるべきものであるのに対し、ガイドラインは答申書提出後も継続して作成を行い、空白となっている部分も盛り込んだ上で完成されるものである。ガイドラインの空白部分が書けないのなら、審議会として答申書を提出できないという論理で議論が進んでしまっている。(中川副会長)

⇒ガイドラインの空白部分については庁内検討委員会で制度をまとめて盛り込んでいくべきものであると考えている。(矢倉課長)

・地域担当職員制度をどうするのかという部分が市として明確に定まっていないように思う。年度内に固めないといけないのではないか。(澤井会長)

・来年度どのくらいの予算を要求しようと考えているか。(渡邊委員)

⇒3月議会で条例改正案及び予算案が否決されたが、来年度の予算要求は必要であると考えている。(矢倉課長)

・財政支援については他の自治体を見ていると、大きく3つの方法(①各種団体に交付している補助金等を温存し、協議会への交付金を新設する、②各種補助金を一部温存、一部削減・廃止し、その財源を元に協議会への交付金を新設する、③各種補助金を全て廃止し、その財源を元に協議会への交付金を新設する)がある。また、地域担当職員については論文が10本程度出ているので参考にさせていただきたい。以上のような各種制度設計に向けた具体的な議論をしていくために、市として全国の先進自治体の状況を調査し、奈良市版の制度設計をしていく段階に来ているのではないかと。(中川副会長)

⇒現行の地区調整員制度や拠点施設について見直しを行う時期に来ているという認識をしている。特に地区調整員については、地域への関わりの度合いに差があるのが現状である。(澤野井部長)

⇒肝心の空白部分については、本日の議論を受けて市において制度設計をしていただき、早い段階で方向性を整理していただくことをこの場で確認したい。(澤井会長)

・市自治連合会としても取り組まれているので、条例改正案の提出をはじめ行政も覚悟をもって取り組んでいただきたい。(室委員)

⇒大宮地区では「地域自治組織づくりに関するアンケート」を各戸に配布され、取組を進められている。市も頑張ってください。(渡邊委員)

・3月議会の答申書をもう一度読み返し、なぜ議会で否決されたかを考えるべきである。特に協働のまちづくり推進庁内検討委員会が機能していなかったことが原因であると私は考えているので、市はそこを理解した上で進めていかないといけない。(渡邊委員)

## (2) 答申書について

事務局より資料「奈良市地域コミュニティ政策及びNPO政策についての答申書及び意見書」にもとづき説明。5月に仲川市長からあった諮問(口頭)に対する答申となっている。

この答申書について本日審議会からご意見をいただき事務局で修正させていただいたものを、後日市長に提出いただく予定をしている。この答申書を受けて市長が出す方針

に基づき、ガイドラインの空白部分についての検討に入っていくことになる。

市長への答申書提出については、10月20日（木）13時からを予定。

● 主な意見・質問は以下の通り。

- ・ 4 ページ 4～5 行目、「地域自治協議会に関する記述を求める」となっているのに対し、10 行目及び 17 行目では「規定を追加する」という表現になっているが、この違いは何か。（辻中委員）  
⇒ 4～5 行目については、条例の中に地域自治協議会についての定義や名称がないため、まずは「記述を求める」としている。その後条例に協議会についての定義がされることになるので、10 行目及び 17 行目については「規定を追加する」という表現にしている。（事務局）
- ・ 4 ページ 24 行目に「地域自治協議会の意思決定機関の構成等については、別に定める」とあるがどういう意味か。（金野委員）  
⇒ この部分は条例に追加すべき条項のうち第 3 項にあたる。「別に定める」というのは別に規則・要綱等で定めるという意味である。（事務局）  
⇒ 一つ前の条項の第 3 項では「地域自治協議会の設置及び認定に関し必要な事項は、規則で定める」と書いてあるのに、この部分を「別に」としているのはなぜか気になった。（金野委員）  
⇒ その部分は前回条例改正案として議会に提出させていただいた時の条文と変わっていない。その審議の過程において、規則とするのが望ましいとの結論を審議会を出していただいた。今回新たに追加した部分については規則で定めるのか要綱で定めるのか決まっていないため、「別に」という表現を用いている。（事務局）
- ・ 6 ページ 11 行目に、「『地域自治協議会』方式の実施」という表現があるが、地域自治協議会の制度がまだできていないので、この表現が気になった。（金野委員）  
⇒ 6 ページは 4～5 ページの答申内容を受けた説明書きとなっているため、まだ制度ができていないとしても現行の表記で問題ないと思う。（室委員）
- ・ 6 ページの 18 行目、「以上の位置づけから」とあるが、18～19 行目の内容が位置づけについての一番述べたい内容であると思うので、この表現はおかしいように思う。（辻中委員）  
⇒ 位置づけというよりは、地域自治協議会を条例に追加する必要性についてこの部分では述べている。修正させていただく。（事務局）  
⇒ 条例の位置づけではなく、条例「への」位置づけが表現として適当である。（中川副会長）
- ・ 7 ページの 17 行目、「前で述べたように」とあるが、「前」とはどの部分を指しているか。（辻中委員）  
⇒ 同ページ 10～12 行目を受けての表現である。（事務局）
- ・ 10 ページの 9 行目及び 14 行目、「具体」という文言があるが、これはどのような意味か。（辻中委員）  
⇒ 外したほうが良いかと思われる。（中川副会長）
- ・ 10 ページの 28～29 行目、「地域コミュニティワークショップを開催したが、その地域は市内の 10 地区に留まった」とあるが、「10 地区で開催した」という表現にしたほうが良いのではないか。（渡邊委員）  
⇒ 修正させていただく。（事務局）

(3) その他

● 主な意見・質問は以下の通り。

- ・ 先日（9月25日）、NHKスペシャル「縮小ニッポンの衝撃」で豊島区が取組が紹介されていた。地域自治協議会の必要性を考えるのに参考になるので、アーカイブなどで行政や議員もぜひ見てほしい。（室委員）  
⇒ その番組で同じく取り上げられていた島根県雲南市や兵庫県朝来市、三重県伊賀市、同名張市の4自治体で「小規模多機能自治推進ネットワーク」を作ってお

り、約 1700 ある自治体のうち 200 ほどが加盟されている。また、政策研究ネットワークなら・未来が毎月「地域の自治を考える連続セミナー」を月 1 回のペースで開催されており、審議会でこういった情報を共有していけたらと思う。(中川副会長)

### 3 閉会

以上